

広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土砂災害による危険から住民の生命の安全を確保するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付金要綱」という。）及び広島県建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱に基づき、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）内の住宅及び居室を有する建築物（以下「住宅等」という。）の土砂災害対策改修を行う者に対し、予算の範囲内で広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるとともに、規則第27条の規定に基づき手続の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 土砂災害対策改修 既存の住宅等について、土砂災害に対して安全な構造となるよう行う外壁の改修や塀の設置等をいう。
- (2) 補助事業 交付金要綱の規定により、土砂災害対策改修に要する費用を補助する広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業をいう。
- (3) 施行者 次のいずれかの者をいう。
 - ア 補助事業を行う住宅等の所有者
 - イ 補助事業を行う住宅等の建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に規定された、建物、敷地等を管理するために区分所有者全員で構成された団体
 - ウ その他市長が適当と認める者

(補助対象建築物)

第3条 この要綱に定める補助事業の対象となる住宅等（以下「補助対象住宅等」という。）は、本市の区域内に存する民間住宅等（国、公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他国又は地方公共団体の設立、出資等に係る法人の所有に属する住宅等を除く。）で、次に掲げる要件に該当するものであること。

- (1) 土砂災害特別警戒区域内の住宅等であること。
- (2) 住宅等の敷地が土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築された住宅等で、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合しない構造であること。

(事業要件及び補助額)

第4条 補助金の対象となる事業は、施行者が補助対象住宅等について行う土砂災害対策改修で、その結果、補助対象住宅等を建築基準法施行令第80条の3の規定に適合させる事業とする。

- 2 補助金の対象経費は、土砂災害対策改修に係る工事費(3,360,000円を限度とする。)とし、補助額は、予算の範囲内において補助金の対象経費に23%を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、772,000円を限度とする。)とする。

- 3 補助事業は、補助金の交付の決定を受けた会計年度の2月末日までに完了し、補助金の額の確定を受けるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象住宅等ごとに、広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、補助事業の着手（補助事業に係る契約）の前に補助金の交付の決定を受けなければならない。ただし、次条に定める全体設計承認を受けて、補助金の交付を受けようとする者は、最終完年度までの年度ごとに、広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付申請書（別記第1号様式）に第8号及び第11号並びに次条第1項第2号に掲げる書類を添付して市長に提出し、補助金の交付の決定を受けなければならない。

- (1) 補助対象住宅等に係る登記事項証明書その他補助対象住宅等の所有者が確認できるもの（申請日から3月以内に交付されたものに限る。）
 - (2) 補助対象住宅等の所有者（区分所有されている補助対象住宅等にあつては、すべての区分所有者）について、本市市税の滞納がないことを証する書類（申請日から3月以内に交付されたものに限る。）
 - (3) 区分所有されている補助対象住宅等にあつては、当該住宅等の管理を行う団体の総会の決議書
 - (4) 補助対象住宅等の付近見取図、配置図（土砂災害特別警戒区域内であることが分かる図を含む。）、各階平面図、立面図、断面図、構造図、建築基準法施行令第80条の3の規定への適合検討書及び現況外観写真
 - (5) 補助対象住宅等の建築時期が確認できる書類（他の書類と兼ねることができる。）
 - (6) 土砂災害対策改修の計画が建築基準法施行令第80条の3の規定に適合することを、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定による1級建築士又は同条第3項による2級建築士であつて当該土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士以外の者が、証した書類（別記第2号様式。次号の書類を添付する場合は、省略することができる。）
 - (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による確認済証（確認の申請が必要な場合に限る。）
 - (8) 土砂災害対策改修に係る工事費の見積書（土砂災害対策改修に併せて、リフォームなどの他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費とその他の工事に係る工事費が内訳として分かるものとする。）
 - (9) 建築士の免許証（土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士及び第6号の規定による建築士のもの）
 - (10) 消費税の課税事業者である場合、課税事業者届出書
 - (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の補助金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額を補助対象経費の消費税等相当額に対する補助額の消費税等相当額の割合で按分して得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 3 この要綱に基づく補助金の交付は、1の補助対象住宅等につき1回限りとする。

(全体設計承認)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助事業に係る工事が複数年度にわたる場合には、広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業全体設計承認申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、初年度の補助金の交付の申請までに、当該工事に係る事業費の総額及び各年度の出来高等に関する全体設計（以下「全体設計」という。）の承認を受けなければならない。

- (1) 前条第1項各号までに掲げる書類
- (2) 年度ごとの工程及び出来高が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、これを審査して、全体設計を承認すると決定したときは広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業全体設計承認通知書（別記第4号様式）により、全体設計を承認しないと決定したときは広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業全体設計不承認通知書（別記第5号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 全体設計の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 全体設計の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 全体設計に係る補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 全体設計に係る補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は全体設計に係る補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 全体設計に係る書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、10年間保存しておくこと。
- (5) その他、規則及びこの要綱を遵守すること。

4 市長は、前項に定める条件のほか、全体設計の承認の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(交付の決定等)

第7条 市長は、第5条第1項の申請書の提出があった場合には、これを審査して補助金を交付するかどうかの決定をするものとし、補助金を交付すると決定したときは広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付決定通知書（別記第6号様式）により、補助金を交付しないと決定したときは広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金不交付決定通知書（別記第7号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 補助金の交付には、次の条件を付するものとする。

- (1) この補助金は、広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業に要する経費に充てること。
- (2) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業について、その都度収支を明らかにした領収証書等の書類を取りそろえ、また帳票を備えてその予算の出納の一切の事項を明確に記入しておくこと。

これらの書類及び帳票は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、10年間保存しておくこと。

- (6) 規則第18条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあること。
- (7) 補助事業が完了したときは、その完了の日から40日以内（中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から40日以内）又は補助金の交付の決定を受けた会計年度の2月末日のいずれか早い日（市長がやむを得ないと認める場合にあっては、市長が指定する日）までに、広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業実績報告書（別記第12号様式）に第11条第1項に掲げる書類を添えて市長に提出すること。ただし、前条に定める全体設計承認を受けた者は、最終完了年度以外の年度においては、当該補助金の交付の決定を受けた各会計年度の2月末日（市長がやむを得ないと認める場合にあっては、市長が指定する日）までに提出すること。
- (8) 第5条第2項ただし書きの規定により申請した者は、補助金の交付決定額について、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを上記の補助金交付決定額から減額して実績報告すること。
- (9) その他、規則及びこの要綱を遵守すること。
- 3 市長は、前項に定める条件のほか、補助金の交付の目的を達成するための必要な条件を付することができる。

（補助金の経理等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票を備え、補助事業の完了の日から起算して10年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しなければならない。

（補助事業内容の変更の承認）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、決定後において規則第12条第1項各号に掲げる変更等を行う場合は、遅滞なく広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第8号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業変更（中止・廃止）承認通知書（別記第9号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（全体設計に係る補助事業の変更等）

第10条 全体設計の承認を受けた者は、全体設計に係る補助事業の内容等の変更をしようとするときは、第7条の交付の決定の通知を受ける前又は前条の変更の承認の通知を受ける前に広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業全体設計変更（中止・廃止）承認申請書（別記第10号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業全体設計変更（中止・廃止）承認通知書（別記第11号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したとき、その完了した日から40日以内（中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から40日以内）又は補助金の交付の決定を受けた会計年度の2月末日のいずれか早い日（市長がやむを得ないと認める場合にあっては、市長が指定する日）までに、広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業実績報告書（別記第12号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第6条に定める全体設計承認を受けた者は、最終完了年度以外の年度においては、当該補助金の交付の決定を受けた各会計年度の2月末日（市長がやむを得ないと認める

場合にあっては、市長が指定する日)までに提出しなければならない。この場合において、当該年度の出来高を確認できる書類及び工事の状況が確認できる書類を添付するものとする。

- (1) 土砂災害対策改修工事施工報告書(別記第13号様式)
- (2) 補助事業完了後の補助対象住宅等の外観写真
- (3) 建築基準法の規定による検査済証(確認済証の交付を受けた場合に限る。)
- (4) 補助事業の実施に関する契約書の写し(土砂災害対策改修に併せて、リフォームなどの他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費とその他の工事に係る工事費が内訳として分かるものとする。)
- (5) 補助事業の実施に要した費用に係る請求書又は領収書(土砂災害対策改修に併せて、リフォームなどの他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費とその他の工事に係る工事費が内訳として分かるものとする。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の実績報告書を提出する者のうち、第5条第2項ただし書きの規定により申請をした者は、補助金の交付決定額について消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合には、当該報告に係る補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかの確認をするものとし、適合すると確認したときは、交付すべき補助金の額を決定し、広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金額確定通知書(別記第14号様式)により、当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

- 2 第6条の全体設計承認を受けた補助事業の実績報告書の提出があった場合には、前項の「補助金の額」については、「当該年度の出来高に応じた補助金の額」と読み替える者とする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の補助金の額の確定通知を受けた者は、遅滞なく広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付請求書(別記第15号様式)を市長に提出し、補助金の交付を請求することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請者からの請求書受理後30日以内に、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、規則第12条第3項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付決定取消(変更)通知書(別記第16号様式)により、当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

- 2 市長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付決定(全部・一部)取消通知書(別記第17号様式)により、当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金返還命令書(別記第18号様式)により、期限を定めてその返還を求めるものとする。この場合において、当該返還を求める補助金に係る加算金及び延滞金の納付については、規則第20条の規

定による。

（消費税相当額の確定に伴う補助金の返還）

第 16 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金消費税仕入控除税額報告書（別記第 19 号様式）により、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならない。

（暴力団の排除）

第 17 条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

2 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、第 6 条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（委任規定）

第 18 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備局指導担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別 記

様 式	書 類	関係条文
第 1 号様式	広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付申請書	第 5 条
第 2 号様式	土砂災害対策改修計画に係る構造規定適合報告書	第 5 条
第 3 号様式	広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業全体設計承認申請書	第 6 条第 1 項
第 4 号様式	広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業全体設計承認通知書	第 6 条第 2 項
第 5 号様式	広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業全体設計不承認通知書	第 6 条第 2 項
第 6 号様式	広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付決定通知書	第 7 条第 1 項
第 7 号様式	広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金不交付決定通知書	第 7 条第 1 項
第 8 号様式	広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業変更（中止・廃止）承認申請書	第 9 条第 1 項
第 9 号様式	広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業変更（中止・廃止）承認通知書	第 9 条第 2 項
第 1 0 号様式	広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業全体設計変更（中止・廃止）承認申請書	第 1 0 条第 1 項
第 1 1 号様式	広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業全体設計変更（中止・廃止）承認通知書	第 1 0 条第 2 項
第 1 2 号様式	広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業実績報告書	第 1 1 条第 1 項
第 1 3 号様式	土砂災害対策改修工事施工報告書	第 1 1 条第 1 項
第 1 4 号様式	広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金額確定通知書	第 1 2 条
第 1 5 号様式	広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付請求書	第 1 3 条第 1 項
第 1 6 号様式	広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付決定取消（変更）通知書	第 1 4 条第 1 項
第 1 7 号様式	広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付決定（全部・一部）取消通知書	第 1 4 条第 2 項
第 1 8 号様式	広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金返還命令書	第 1 5 条
第 1 9 号様式	広島市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金消費税仕入控除税額報告書	第 1 6 条